

清水町水道事業給水条例（平成10年清水町条例第15号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、町長が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者又は法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第30条 町長は、申込者から次の各号の区分により、当該各号に定める手数料を徴収する。</p> <p>(1) 第6条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定（指定の更新の場合を含む。）をしたとき。 公認事業者登録手数料 1件につき 10,000円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、町長が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第30条 町長は、申込者から次の各号の区分により、当該各号に定める手数料を徴収する。</p> <p>(1) 第6条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定をしたとき。 公認事業者登録手数料 1件につき 10,000円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。